

Ⅱ. 仕様書

1. 委託名 (件名)

2023 ジャパンパラ陸上競技大会の設営等に関する業務委託

2. 委託期間

契約締結日から 2024 年 3 月末日まで

3. 支払方法

完了後に支払い

4. 概要

2023 ジャパンパラ陸上競技大会<2023 年 6 月 9 日 (金) ~11 日 (日)>は、国際競技規則を適用したレベルの高い競技大会を、競技団体と共に開催することによって、同競技の競技力向上と普及拡大を促進するとともに、パラスポーツの認知度向上とパラスポーツファンの増大を図り、活力ある共生社会の実現に繋げていくことを目的としている。

本事業に伴う設営等に関する業務委託に関し、受託した者 (以下、「受託者」という。) は、この仕様書に示されている以下の事項について留意しつつ、実施すること。なお、受託者は (公財) 日本パラスポーツ協会 (以下、「JPSA」という。) の承認ののちに実施するものとする。

- (1) 日程：2023 年 6 月 9 日 (金) 公式練習日 (設営日)
10 日 (土) 大会 1 日目
11 日 (日) 大会 2 日目・撤収日
- (2) 場所：岐阜メモリアルセンター長良川競技場 (岐阜県岐阜市)
- (3) 競技場：100m スタート地点後方にスポンサーボードを制作及び設置。
競技場内観客席前方にスポンサーバナーの制作、設置及び保管 (1 年間)。
競技場内観客席前方に装飾バナーの設置及び保管 (1 年間、年 5 回出し入れあり)。
表彰式会場でのバックボードの設置及び保管 (1 年間)。
インフィールドボード (スポンサー名) の設置及び保管 (1 年間)。
但し、スポンサーに関わる制作物は、新規加入の 2 社分のみとし、他は既存のものを使用する。
- (4) 看板・装飾：敷地内入口から施設入口までの動線計画、案内看板の設置位置及びレイアウト、会場内装飾、JPSA オフィシャルパートナー名の掲出に関する提案、制作及び設置。
- (5) 受付：必要なテーブル・椅子等の備品、サーモグラフィ型体温計、非接触型体温計、手指消毒用アルコール消毒液等の設置。
- (6) 諸室関係：諸室計画の提案。
諸室名の張り紙、必要なテーブル・椅子等備品の設置。
各諸室のごみの回収の実施 (最低 1 日 2 回以上、必要に応じて適宜)。
- (7) 駐車場：車の誘導、観客誘導等の警備員の配置 (必要に応じて)。
必要なテーブル・椅子等備品の設置。
- (8) 会場全般：必要な個所に電源 (コンセント)、テーブル・椅子等備品の設置
設営撤去については、全て受託者が手配した人員で行うこと
- (9) 設営全般：設営マニュアルの準備・作成。
受付、会場内の清掃 (ごみ回収等) を行うための要員、会場入口等の警備員の手配 (必要に応じて)。

(10) 協議・打合せ及び記録

業務における協議・打合せは、業務着手時、定期打合せ時及び成果品納入時に行うほか、JPSAが必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、資料や情報の提供を含め、行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度、受託者が書面に記録し、3営業日以内にJPSAとの確認を完了する。

(11) 成果物等の提出

上記(10)の記録、並びに受託内容の写真記録を掲載した業務実施結果報告書を大会終了から1週間以内に提出する。

(12) その他

受託業務に必要な資機材、人員等は、全て本契約に含むこと。

撤収にあたっては、原状復帰をすること。

開催中、並びに開催後に会場内の清掃を行うこと。

設営撤去等、受託業務に関わることで発生した廃棄物は全て持ち帰ること。

選手宿泊輸送、web配信、MCキャスティングを担当する事業者と連携して業務を行うこと。

設営～本番日の昼食(お弁当)は、JPSAから別途支給する。

5. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア. 本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権は全てJPSAに帰属する。

イ. 成果品が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から第28条迄に規定する権利)を当該著作物の引き渡し時にJPSAに無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア. 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。

イ. 上述ア.に関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

ウ. 上述ア.に関わらず、JPSAがその方法を指定した場合は、その限りでない。

6. その他

本仕様書に定めのない事項、内容の変更又は疑義が生じた場合、JPSAの指示に従うこと。

施設の設備等を破損した場合には、受託業者の負担で速やかに復旧すること。

事業を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の取扱いを適正に行うこと。

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、JPSAと協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、業務期間後であっても、JPSAはいつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

以上